

## 令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業実施要項

### (目的)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県への観光誘客促進を図るため、複数の市町村又は市町村観光協会（以下「市町村等」という。）若しくは観光事業者等が連携して設立した団体が実施する観光宣伝事業について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要項の定めるところによる。

### (協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れの要件も満たす団体（以下「広域ブロック」という。）とする。

- (1) 複数の市町村等または協議会の会員である観光事業者等から構成された団体であり、かつ当該団体の構成員が複数の市町村に所在していること。
- (2) 構成員の所在する市町村内の複数の観光拠点等に関し、統一的テーマ（歴史的文化的つながり、伝統芸能、広域イベント等）に基づいて観光宣伝事業等を実施するために設立された団体であること。
- (3) その構成員が協議会の予算に基づく負担金若しくは協賛金を完納しているあるいは完納することが確実であると見込まれる団体であること。
- (4) 事業推進のための組織体制及び予算措置が構成員の合意に基づき明確になっていること。

### (協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業は、広域ブロックが構成員の所在する地域内の観光拠点等への誘客を図るため実施する新たな事業のうち、次の各号に掲げるもの（以下「協賛対象事業」という。）とする。

ただし、同一事業への協賛は、開始年度を含め新規事業3年間、継続事業2年間を限度とする。

- (1) コマーシャル等の観光宣伝映像の作成
- (2) 観光パンフレット・周遊地図の作成
- (3) その他誘客に資すると会長が認める宣伝事業

2 協賛対象事業で作成したパンフレット等の広報宣伝媒体には、原則として「協賛：漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会」と表示するものとする。

### (協議会の協賛)

第4条 協議会は、広域ブロックが実施する協賛対象事業に対し、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その一部を負担することにより、広域ブロックの事業に協賛するものとする。

### (協賛の範囲)

第5条 協議会は、前条に基づき広域ブロックの実施する事業について協賛する場合に

は、当該年度の事業に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の一部を負担する。

負担割合等	限度額
事業費の1/2以内	150万円と広域ブロックの構成員の所在する市町村数×30万円のいずれか低い額

(協賛の期間)

第6条 第4条に基づく広域ブロックの事業への協賛は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(協賛の申し出)

第7条 広域ブロックは、協賛対象事業の実施について協議会に協賛を求める場合は、当該事業に必要な経費等を記した令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業協賛申出書(様式1)を、当該事業を実施する日から起算して10日前までに協議会へ提出するものとする。

(協賛の決定)

第8条 協議会は、前条の協賛申出書の内容を審査し、適当であると認めた場合は、当該広域ブロックに対し令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業協賛決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(協賛の変更)

第9条 前条の協賛決定を受けた者が、事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業協賛変更申出書(様式3)を提出し、会長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。  
2 協議会は、前条の申出の内容が適当であると認めた場合は、広域ブロックに令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業協賛変更決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(協賛の中止)

第10条 協議会は、前条の中止の申出があった場合以外においても、次の場合に広域ブロックへの協賛を中止するものとする。

- (1) 協賛申出書に係る事業が履行されない場合、あるいは履行されないことが確実にあると会長が認める場合。
- (2) 協賛の申出をした団体が広域ブロックとしての要件を満たさなくなった場合。
- (3) 広域ブロックが申し出た協賛対象事業と当該広域ブロックの実施内容が異なる場合。

2 協議会は、前項の規定により協賛を中止した場合は令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業協賛中止通知書(様式5)を協賛申出書の提出者に送付するものとする。

(実績報告)

第 11 条 広域ブロックは、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、協議会に対し令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業実績報告書(様式 6)を提出するものとする。

2 前項の報告に当たっては、事業協賛対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。

(協賛金額の確定)

第 12 条 協議会は、前条の協賛事業実績報告書について適当と認められる場合は、協賛金額を確定し、令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業協賛金額確定通知書(様式 7)により、当該広域ブロックに通知するものとする。

(協賛金の請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた広域ブロックは、通知日から起算して 14 日以内に令和元年度広域ブロック観光宣伝支援事業協賛金請求書(様式 8)を会長に提出しなければならない。

(財産等の帰属)

第 14 条 広域ブロックが、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該広域ブロック又は当該広域ブロックの構成員に帰属するものとする。

(その他)

第 15 条 この要項の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付則

1 本要項は令和元年 6 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

2 本要項施行前に実施された協賛対象事業については、本要項第 7 条中「当該事業を実施する日から起算して 10 日前」を「本要項が施行された日から 30 日を経過した日」に、第 11 条中「協賛対象事業が完了した日」を「第 8 条に定める通知を受けた日」に読み替える。